

# 朝倉市建設工事総合評価方式試行実施要領

## 1 趣旨

この要領は、本市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令第167条の12第4項及び第167条の13の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価指名競争入札の特別簡易型（以下「特別簡易型」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象

特別簡易型により指名競争入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の技術的能力及び配置予定技術者の技術的能力等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他必要と認める工事

## 3 入札方法

特別簡易型により指名競争入札を行うときは、この要領により実施するものとする。

## 4 評価の方法

特別簡易型で定める評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次の算式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格

## 5 技術評価の基準

技術評価についての評価項目及び得点配分は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目は、対象工事の施工の確実性を確保するための要件等に応じ、個別に設定するものとする。
- (2) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて、個別に設定するものとする。

## 6 技術委員会の意見聴取

特別簡易型により指名競争入札を行おうとするとき、評価の方法及び技術評価の基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするとき及び落札者を決定しようとするときは、総合評価技術委員会（以下「技術委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

## 7 対象工事の適否及び落札者決定基準の決定

対象工事の適否及び落札者決定基準については、技術委員会の意見聴取及び朝倉市請負業者等指名委員会設置規程に規定する指名委員会の審議を経て決定するものとする。

## 8 技術資料の提出要請

- (1) 特別簡易型で発注しようとする場合は、技術評価のための資料等（以下「技術資料」という。）の提出を指名業者に求めるものとする。
- (2) 技術資料の提出を求めるときは、指名通知書に次の事項を明記するものとする。

- ア 特別簡易型による入札であること。
- イ 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ウ 入札の日時
- エ 技術資料の内容及び提出日時
- オ 技術評価の評価項目及び配点に関すること。
- カ 技術資料の提出等に関する質問及び回答の方法
- キ その他入札に当たって必要と認める事項

#### 9 技術資料の取り扱い

技術資料については、次のように取り扱うものとする。

- (1) 技術資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 技術資料の返却及び公表は、原則として行わないものとする。
- (3) 一度提出された技術資料の内容変更は認めない。

#### 10 落札者の決定方法

入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者をもって落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。

#### 11 入札結果等の公表

落札者を決定した場合は、遅滞なく次の事項を公表するものとする。

- (1) 業者名
- (2) 各業者の入札価格
- (3) 各業者の技術評価点
- (4) 各業者の評価値

#### 12 その他

この要領に定めるもののほか、特別簡易型の試行に関し必要な事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。